

各市町村長 様

福島県こども未来局長
(公印省略)

児童関連施設における新型コロナウイルス感染症対策の
徹底について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より格段の御理解と御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、県では、「感染拡大防止重点対策」期間を4月17日(日)まで延長し、感染防止対策の徹底をお願いしてきたところですが、感染力の強いB.A.2型への置き換わりの進行などにより、1日当たりの新規感染者数が過去最多を更新するなど、感染再拡大の傾向にあります。

児童関連施設における感染症対策につきましては、これまでも基本的な感染対策を徹底するよう通知してきたところですが、子どもの感染率が引き続き高い状況を踏まえ、各市町村におかれましては、下記のとおり感染対策を徹底するよう、管内の保育所や放課後児童クラブ等の管理者等に改めて周知願います。

記

1 家庭における感染対策

- (1) 別添チェックリスト(令和4年3月7日付け3こ第4036号通知)等を活用し、家庭内での感染対策を再確認すること。
- (2) 検温を始め体調確認を行い、症状がある場合には登園等を控えること。

2 施設における感染対策

- (1) 常時換気することが推奨されます(可能であれば二方向の窓を10~20cm程度開けるのが目安)。常時換気が行えない場合は、30分に1回以上、数分間程度窓を全開にするなどにより換気を行うこと。
- (2) 手洗い、手指や多数の者が触れる部分(机、ドアノブ等)の消毒などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- (3) 児童の発育状況や活動内容等に応じて、マスク着用の有無を適切に判断すること。
- (4) 密集や近距離での活動等を避けるため、活動時間や場所を分散すること。
- (5) 飲食を伴う場面では、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど、飛沫防止対策を講じること。
- (6) 児童や職員の体調管理を徹底し、体調不良の場合は無理をさせず帰宅させること。

3 参考

- 福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータル

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/covid19-attention.html>



- 「保育所における感染症対策ガイドライン」

(厚生労働省HP、平成30年3月作成、令和3年8月一部改訂)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>

- 「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（第3版）」

(全国保育園保健師看護師連絡会)

<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2021/07/12/1055-2/>

- 社会福祉法人日本保育協会ホームページ

「保育所における感染症の基礎知識～新型コロナウイルス感染症への対応～」

<https://www.nippo.or.jp/learn/tabid336.html>

(事務担当 子育て支援課 主任主査 加藤、太田 電話 024-521-7174、8205)